

学校法人加計学園公益通報者保護規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき、学校法人加計学園（以下「本法人」という。）における公益通報者の保護、公益通報の処理その他必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「公益通報」とは、本法人の職員（派遣契約その他契約に基づき本法人の業務に従事する者を含む。以下同じ。）、職員であった者（退職後1年以内）及び役員が、本法人の役員及び職員について法令違反行為が生じ、又はまさに生じようとしている旨を通報することをいう。

2 この規程において「公益通報者」とは、公益通報を行った者をいう。

(準用)

第3条 本学の学生・生徒及び保護者等本法人職員以外の者が、本法人の役員及び職員について法令違反行為が生じ、又はまさに生じようとしている旨を通報する場合についても、この規程を準用する。

(総括責任者)

第4条 本法人における公益通報の処理に関する総括責任者は、法人本部事務局長をもって充てる。

2 法人本部危機管理監は、総括責任者を補佐するものとする。

(通報窓口)

第5条 本法人における公益通報及び公益通報に関する相談に対応するため、通報窓口を危機管理室コンプライアンス対策課に設置する。

(通報処理体制等の周知)

第6条 総括責任者は、通報窓口、公益通報及び公益通報に関する相談の方法その他必要な事項を職員に周知する。

(公益通報等の方法)

第7条 公益通報及び公益通報に関する相談は、電話、電子メール、ファクシミリ、文書又は面会で行うものとする。

(通報の受付等)

第8条 通報窓口において、公益通報を受け付けたときは、法人本部危機管理監及び総括責任者へ報告するとともに、速やかに当該公益通報を受け付けた旨を当該公益通報者に通知するものとする。

- 2 前項の公益通報を受け付けたときは、通報事実を確認できる資料等の提出を求めることができる。
- 3 第1項で報告を受けた総括責任者もしくは通報窓口の責任者は、その内容を速やかに理事長に報告しなければならない。
- 4 本法人の役員又は通報受付担当者以外の本学の職員が、公益通報を受けたときは、速やかに通報窓口連絡し、または当該公益通報者に対し通報窓口へ公益通報するように助言しなければならない。

(通報に対する措置)

第9条 総括責任者は、当該通報事実に係る調査の実施の有無等を、通報窓口を通して当該公益通報者に通知しなければならない。この場合において、調査を実施しないときは、その理由を併せて通知するものとする。

- 2 調査を行う場合、必要に応じ、調査チームを設置することができる。
- 3 前項の調査チームの構成員は、その都度、総括責任者が決定する。
- 4 調査チームは、第1項の調査を実施する場合において、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ、遅滞なく必要かつ相当と認められる方法で行う。
- 5 調査を終えたときは、当該公益通報者に対し、通報窓口を通して当該調査結果を通知するものとする。

(是正措置等)

第10条 総括責任者は、調査の結果、法令違反行為が明らかになったときには、直ちに是正及び再発防止のために必要な措置（以下「是正措置等」という。）を講じなければならない。

- 2 前項の規程により是正措置等を講じたときは、総括責任者もしくは調査チームの責任者が、理事長に報告するとともに、当該公益通報者に対しては、通報窓口を通して是正措置等の結果を通知し、必要に応じて、関係行政機関に対し、当該調査及び是正措置等に関して報告を行うものとする。
- 3 理事長は、当該法令違反行為に関与した職員に対し、就業規則に基づき、懲戒処分等を行うことができる。

(被通報者等への配慮)

第11条 第8条第4項及び前条第2項の規程により公益通報者に通知するときは、当該公益通報に係る被通報者（その者が法令違反等を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。）又は当該調査に協力した者の名誉、プライバシーを侵害することのないよう配慮しなければならない。

(守秘義務、利益相反関係の排除)

第12条 総括責任者、通報窓口の関係職員及び調査を実施する者(以下、この条において「関係職員等」という。)は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。関係職員等でなくなった後も、同様とする。また、自らが関係する通報事案の処理に関係してはならない。

(公益通報者等の保護)

第13条 公益通報者又は公益通報に関する相談をした者(以下「公益通報者等」という。)は、公益通報又は公益通報に関する相談をしたことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取扱いも受けない。

2 総括責任者は、公益通報者等に対して不利益な取扱い及び職場内での嫌がらせ等が行われている場合は、公益通報者等を保護するために必要な措置を講じなければならない。

(通報関連文書の管理)

第14条 通報事案の処理に係る記録及び関連資料については、機密が保持できるように厳正に管理しなければならない。

(不正目的の通報禁止)

第15条 公益通報者等は、虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他の不正目的の通報を行ってはならない。

2 理事長は、前項の不正目的の通報を行った者に対し、就業規則に基づき、懲戒等行うことができる。また、本法人職員以外の者については、法令及び学園の諸規程に基づき対処する。

(個別規程の適用)

第16条 この規程の定めにかかわらず、通報事実に関し、適用を受けるべき個別の規程等(以下「個別規程等」という。)が定められている場合には、当該個別規程等の定めるところにより必要な措置をとるものとする。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、総括責任者が別に定める。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年10月19日 決裁)

この規程は、令和2年10月19日から施行する。